

# 平成26年度国土地理院コンプライアンス推進計画

平成26年 5月 1日  
コンプライアンス推進本部

## 1. はじめに

国土地理院では、平成20年3月に「発注者綱紀保持規程」を制定し、併せて「発注者綱紀保持マニュアル」を策定し、研修におけるコンプライアンス講義の充実、講演会の開催といった取組を行うとともに、不正が起こりにくい入札契約制度への見直し、監査・検査体制の充実などの対策を実施し、コンプライアンス対策の推進に力を入れてきたところである。

平成24年10月に公正取引委員会からの高知県内における当省発注の土木工事に関し官製談合防止法に基づく改善措置要求を受け、国土交通本省において「当面の再発防止対策について」が取りまとめられた。これを踏まえ、国土地理院においては「平成25年度コンプライアンス推進計画」を策定して、職員のコンプライアンス意識の向上、入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底、監査の強化・充実などコンプライアンス活動の取組みの強化を図ってきたところであり、これらの活動を継続していくことが重要である。

平成26年度においても、継続してこれらの活動に取り組むとともに、新たな活動に取り組むことにより、コンプライアンス推進の更なる強化を図ることとする。

## 2. コンプライアンス推進体制

### (1) コンプライアンス推進本部

国土地理院では、平成25年3月28日付け（4月1日施行）で、国土地理院長を本部長とする「国土地理院コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置したところであり、平成26年度においても現体制を維持し、内部統制の強化を図る。

### (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会

コンプライアンス推進の取組結果及び次年度推進計画策定等について委員の意見を反映させるために、外部有識者で構成される「国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会」を設置したところであり、平成26年度においても現体制を維持し、国土地理院におけるコンプライアンスの取組等に反映していく。

なお、万が一、不適切な事案が発生した場合には、同委員会に調査結果等を報告し、委員の意見を伺い、再発防止対策等に反映していく。

## 3. 職員のコンプライアンス意識向上の取組

### (1) 研修において、コンプライアンスに係る講義を実施

年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないよう、職員一人ひとり職責の節目にコンプライアンスに関する講義を受けられるようにするため、平成

26年度国土地理院研修計画で予定されている、「係長研修」「補佐研修」「課長級研修」の階層別研修においては引き続きコンプライアンスの教科目を取り入れるとともに、26年度新たに計画を予定している、採用後5年程度の職員を対象とする専門研修「中堅係員研修」においても、コンプライアンスの教科目を取り入れることとする。

講義の内容は、研修生同士が質問、意見を出し合い、自分の身近な問題として理解を深めることができるように、講義方式に加え、グループ討議方式等を取り入れるとともに、入札談合等関与行為は必ず発覚すること及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事罰等がなされることなどの内容を重点的に研修生に理解させる。

なお、コンプライアンスの指導者を育成していくため、新任の課長等を対象とする研修においては、外部講師を招いた講義とするとともに、広くコンプライアンス意識の啓発に努めるため、研修生以外でも受講可能なオープン講義とし、誰でもが参加できる体制にするとともに、職員自らは積極的に受講に努めるものとする。

また、国土交通大学校や人事院等で予定されている研修にも積極的に受講するとともに、公正取引委員会における啓発等を目的とした研修会等にも積極的に参加する。

## (2) コンプライアンス講習会等の実施

全職員を対象に、発注者としてのコンプライアンスの意義及び重要性に関する理解を深めるため、公正取引委員会、弁護士、民間等から講師を招き、コンプライアンスに関する講演会等を実施することとし、職員は2年に1回以上、講演会等に参加することとする。なお、本院においては定期的に講演会を実施することとし、Web会議システムにより地方測量部等に配信することとする。

また、地方測量部等においても、独自に講演会を開催することとする。なお、開催できない場合は、本院からWeb会議システムにより配信される講演会を聴講することはもとより、地方整備局等他機関が開催する講演会への参加も検討する。

## (3) コンプライアンス・ミーティングの実施

①職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことによる関係法令等の遵守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の高揚を目的に、本院においてはコンプライアンス・ミーティングを定期的に実施することとし、地方測量部等においても独自の取組として実施し、コンプライアンスに係る意識の醸成を図ることとする。

②「コンプライアンス・ミーティング」を通じて職場でのコミュニケーションを活性化し、風通しの良い職場を作る。

## (4) 「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底

発注事務に係る綱紀の保持を図るために制定している「発注者綱紀保持規程」

及び「発注者綱紀保持マニュアル」の内容について、各種会議等を通じて職員への更なる周知徹底を図るとともに、必要に応じて見直しを行う。

#### 4. 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底

国土地理院発注の測量業務において、地方整備局の建設コンサルタント業務〔※〕における対応の状況を見つつ、平成25年度に引き続き、以下の対策について検討を行う。

##### (1) 入札契約手続きの見直し

- ① 予定価格の作成時期を後倒しし、予定価格の漏洩の防止を図る。
- ② 技術評価点の漏洩防止を図るために、技術提案書、入札書の同時提出について検討を行う。
- ③ 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の双方に係る情報の漏洩防止を図るために、分離体制のあり方について検討を行う。

##### (2) 情報管理の徹底

- ① 予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法について、明確化・ルール化として契約に関する「情報管理マニュアル」を作成・周知し、更なる情報管理の周知徹底を図る。

〔※〕建設コンサルタント業務とは、「1) 測量 2) 建築関係建設コンサルタント業務 3) 土木関係建設コンサルタント業務 4) 地質調査業務 5) 補償関係コンサルタント業務」をいう。

#### 5. 監査の強化・充実

平成26年度定期監査実施計画において、コンプライアンス推進計画の取組に関する監査を重点事項として位置付け、平成25年度推進計画の実施状況に関する監査を実施する。また、平成25年度に実施したコンプライアンスに関する地方測量部長等に対するヒアリングを、今年度監査予定の地方測量部等においても実施するとともに、執務室内の実地確認等により、厳格な監査を実施する。